（別紙）

平成３０年７月１３日
改正　令和　７年６月　３日

「類似工事として定める工事の運用指針」（５落札決定方法 ① ウ）における類似工事落札予定者の決定方法について

「類似工事として定める工事の運用指針」（５落札決定方法 ① ウ）における、事後審査において入札参加資格を有しないと認めた業者があった場合の類似工事落札予定者の決定方法について、下記のとおり事例を用いて解説します。

［前提条件］・類似工事は、設計金額が高い順（Ａ工事→Ｂ工事）に開札する。
・先に開札する類似工事から、開札時において落札予定者を決定し、事後審査により落札者を決定する。
（事後審査による落札者決定も先に開札する類似工事から行う。）
・落札予定者となった時点で、当該工事に係る他の類似工事の落札予定者とはなり得ない。

【ケース１】２つの工事で異なる業者がそれぞれ第１順位であった場合

(1)開札時の判定

⇒第１順位の業者がそれぞれ落札予定者となる。

Ａ工事	順位	開札時の判定
イ社	1	◎落札予定者
ロ社	2	
ハ社	3	
二社	4	

Ｂ工事	順位	開札時の判定
ロ社	1	◎落札予定者
ハ社	2	
イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4	

(2)事後審査後の判定（事後審査で入札参加資格を有しないと認めた業者があった場合のみ適用）

①Ａ工事の事後審査において、落札予定者(イ社)が入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒Ａ工事の次順位のロ社はＢ工事の落札予定者であるため、Ａ工事で落札予定者となり得ず、Ａ工事の新たな落札予定者は第３順位のハ社となる。

Ａ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格
ロ社	2	類似工事落札予定者
ハ社	3	◎落札予定者
二社	4	

Ｂ工事	順位	事後審査後の判定
ロ社	1	◎落札予定者
ハ社	2	
イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4	

②Ａ工事及びＢ工事の事後審査において、落札予定者（イ社、ロ社）がともに入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒Ａ工事では①と同様にハ社が新たな落札予定者となり、Ｂ工事では二社が新たな落札予定者となる。

Ａ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格
ロ社	2	類似工事落札予定者
ハ社	3	◎落札予定者
二社	4	

Ｂ工事	順位	事後審査後の判定
ロ社	1	不適格
ハ社	2	類似工事落札予定者
イ社	3	類似工事落札予定者
二社	4	◎落札予定者

【ケース２】２つの工事で同じ業者が第１順位であった場合

(1)開札時の判定

⇒イ社はＡ工事の落札予定者であるため、Ｂ工事では第２順位のハ社が落札予定者となる。

Ａ工事	順位	開札時の判定
イ社	1	◎落札予定者
ロ社	2	
ハ社	3	
二社	4	

Ｂ工事	順位	開札時の判定
イ社	1	類似工事落札予定者
ハ社	2	◎落札予定者
ロ社	3	
二社	4	

(2)事後審査後の判定（事後審査で入札参加資格を有しないと認めた業者があった場合のみ適用）

①Ａ工事の事後審査において、落札予定者(イ社)が入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒Ａ工事ではロ社が新たな落札予定者となる。

（※Ｂ工事では、開札時点でハ社を落札予定者と決定しているため、イ社がＡ工事で不適格（落札予定者でなくなった）となっても、Ｂ工事の落札予定者は変動しない。）

Ａ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格
ロ社	2	◎落札予定者
ハ社	3	
二社	4	

Ｂ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	類似工事落札予定者
ハ社	2	◎落札予定者
ロ社	3	
二社	4	

②Ａ工事及びＢ工事の事後審査において、落札予定者（イ社、ハ社）がともに入札参加資格を有しないと認められた場合

⇒Ａ工事ではロ社が新たな落札予定者となり、Ｂ工事では①に加えロ社がＡ工事の新たな落札予定者となったため二社が新たな落札予定者となる。

Ａ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	不適格
ロ社	2	◎落札予定者
ハ社	3	
二社	4	

Ｂ工事	順位	事後審査後の判定
イ社	1	類似工事落札予定者
ハ社	2	不適格
ロ社	3	類似工事落札予定者
二社	4	◎落札予定者

※適用時期　　平成３０年７月１３日以後に開札する類似工事の入札から適用します。